

職員の懲戒処分について

令和6年8月27日付けで、次のとおり職員の懲戒処分を行ったので、情報提供いたします。

【処分対象者及び処分の内容】

所属名	消防本部 友部消防署
職名	消防副士長
年齢	25歳（略式命令告示時 24歳）
性別	男
処分内容	停職6か月

【処分に至った事実の概要】

職員は、通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他正当な理由がないのに、氏名不詳者の指示のもと、令和6年2月7日に、後日融資を受ける約束で開設した銀行口座の暗証番号を伝えた上、同月14日に指定された住所にキャッシュカードを郵送しました。

これにより、職員は令和6年7月24日に口座詐欺容疑で逮捕されましたが、詐欺容疑では不起訴となり、その後、8月16日に「犯罪による収益の移転防止に関する法律違反」で起訴され、同日付けで略式命令により罰金30万円の刑事罰を科されました。

市としましては、本人から事情聴取を行い、事実を確認した上で処分を決定いたしました。

こうした行為は、地方公務員として恥ずべき行為であり、市民から行政を付託され、公務員倫理を常に意識する立場であるにもかかわらず、市の信用を著しく失墜させたことから、本市の懲戒処分の基準に基づき処分を行ったものです。

【その他 管理監督責任】

消防長、消防次長、署長（令和5年度）、署長（令和6年度） 文書注意

【市長コメント】

本事案につきましては、公務外とはいえ公務員としての自覚を欠く行為であり、市民の皆様の信用を大きく損ねてしまったことに対し、心よりお詫び申し上げます。

今後は、全職員より一層の綱紀保持と信頼回復に全力で取り組んでまいります。

※笠間市ホームページでも公表しております。

この件に関するお問い合わせ

笠間市役所 市長公室 人事課 担当:藤田 優

電話番号:0296-77-1101 (内線550) ファックス番号:0296-77-1324 e-mail:shokuin@city.kasama.lg.jp